

受託業務における不適切な処理に関する 調査結果ならびに再発防止策について

2025.10.31

2024年 4月17日	関西電力社外コンプライアンス相談窓口（以下「社外窓口弁護士」）において、国からの受託事業（国プロ事業）における不適切処理に関する通報受付
4月25日～	社外窓口弁護士指導の下、KANSOテクノス調査事務局により調査開始
6月26日～	より詳細な調査が必要と判断したため、関西電力から社外窓口弁護士に対し調査を依頼
9月9日	社外窓口弁護士より、「令和5年度 海洋環境保全上適正な海底下CCS実施確保のための総合検討事業委託業務」に関する事実経緯の中間調査報告書を受領
9月13日	プレス発表（2023年度CCS事業）
～	社外窓口弁護士による継続調査（過年度CCS事業等）
2025年 4月25日	社外窓口弁護士より、調査報告書を受領
5月2日	プレス発表（過年度CCS事業等）
～	社外窓口弁護士による継続調査（CCS事業以外の国プロ事業）
10月20日	社外窓口弁護士より、調査報告書（以下「社外調査報告書」）を受領

■ 公表済みの調査結果（2024年9月、2025年5月公表済み）

1. CCS業務について

○概要

- ・ CCS業務を受託するようになった2008年度当初から、実際に要した費用より多い金額を委託元に請求していた（増額請求）。具体的には、2008年度に請求した金額のうち少なくとも機器損料に関して自社が保有していない機器について請求していた。また遅くとも2011年度以降は、契約金額と請求金額が合致するよう調整していた。
- ・ 2013年に実施された行政事業レビュー※¹を契機として、2013年度以降は再委託先の一部について再委託の承諾申請を行わず、実態のない人件費・機器損料に振り替えて報告・請求していた（振替請求）。

※¹ 各府省庁自らが、実施しているすべての事業を対象に、レビューシートを作成し執行状況を公表するとともに、外部の視点を活用しながら事業の点検を行い、結果を予算の概算要求や執行の改善に反映させる取組み。具体的には、CCS事業について2013年に実施されたもの

○調整の具体的な方法

【再委託費】協力会社に業務の一部の再委託を行っているところ、その一部については委託元へ再委託に係る承諾申請を行わず、再委託費の請求を行っていない。

【機器損料】委託元に請求した機器損料のうち、一部は協力会社が保有する機器であって、KANSOテクノスが保有する機器ではない。

【人件費】委託元に提出した従業員の従事時間報告書の中には、本件業務には全く関与していない従業員の従事時間報告書や、実際の作業実態とは異なる内容の作業時間が記録された従事時間報告書が含まれている。

○金額

実際に要した費用よりも、7年間の合計で約2億3,089万円多く請求し、受領していた。

2. その他の国プロ事業について

他の国プロ事業において、CCS業務で見られたような人件費の増額請求等の事実は認められなかった。

他方で、所定時間外に実際に労働した作業時間を別の日の所定時間内に労働したものとして付け替えていた案件等があった。

■ 調査主体

弁護士法人 三宅法律事務所（福田泰親弁護士 他4名）

■ 調査期間

2025年10月19日まで

■ 調査対象

KANSOテクノスが受託した2017年度から2023年度※² の

CCS事業を除く※³ 全ての国プロ事業（環境調査、海洋調査、土木調査等）※⁴。

■ 調査方法

関係資料の確認・精査、関係者へのアンケート、ヒアリング

※² KANSOテクノスの書類保存期間（7年間）に基づき、2017年度から2023年度までの7事業年度分を対象とした

※³ CCS事業に関する調査結果については2024年9月12日、2025年5月2日プレス発表にて公表済み（概要は前頁）

※⁴ 国プロ事業とは、KANSOテクノスが府省庁（国の行政機関）または府省庁が所管する団体等から受託する業務のうち、委託費の確定に精算行為を伴うもの（実績精算型の事業）

■ 調査結果の概要

一部の案件で、実態のない人件費および機器損料として、以下の金額が認められた。

	具体行為	金額※5・6
人件費	委託元への人件費の請求にあたっては、当該事業の従事者について、作業時間を記録した従事時間報告書を作成・提出すべきところ、一部の従事者について、従事実態がないにもかかわらず従事したものとして、従事時間報告書を作成・提出した。	約 62万円(税込)
	所定時間外労働については、平日に当該労働が必要不可欠な場合、または休日出勤が必要な場合に限り人件費を請求できるところ、これらの条件を充たすとはいえない所定時間外労働を、別の平日の所定時間内に労働したものとして付け替え、従事時間報告書を作成・提出した。	
機器損料	当該事業における業務で使用した機器に関する費用請求について、第三者から借用した機器についても、機器損料※7として請求した。	約 306万円(税込)

計 約 367万円(税込)

※四捨五入の関係で内訳金額の合計と一致していません。

※5 人件費および機器損料などに、見積書提出時に提示した一般管理費率（諸経費率）を乗じて算出するものであるため、人件費および機器損料の増額に伴い、一般管理費（諸経費）も増額となることから、かかる金額も算入しているもの

※6 現存する全ての社内資料の確認・精査、関係者へのヒアリング等により認定された金額

※7 機器損料とは、自ら所有しかつ当該事業における業務で使用した機器に関して請求できる費目

■再発防止策の提言

CCS業務に関する社外調査報告書（2024年9月、2025年5月に概要公表済み）の内容を踏まえ、重複する点もあるがあらためて指摘する点。

1. コンプライアンス意識の醸成等

- KANSOテクノス全体において、コンプライアンス意識を高めることが非常に重要。

2. 業務プロセスの改善

- 従事時間報告書は各従事者が作成する体制を整備すべきである。この際、記載内容の正確性を担保するため、各人の記憶のみに依拠するのではなく、客観的なデータ等を参照し記録することのできる体制やシステムを構築することが望ましく、またかかるシステムについては、原則として事後的に変更できない仕様とすることも有用。

3. 社内チェック体制の強化

- 請求額の適切性・正確性について客観的資料を参照しながらチェックできる体制を整備する必要がある。また、委託者への提出前に、各業務を担当する部署とは直接の利害関係を持たない部署によって、提出書類の内容を定期的に審査・チェックする仕組みを整備することも考えられる。

4. 取締役会のガバナンス機能強化

- 取締役会によるガバナンス機能の強化のため、各役員の意識改革を行うほか、取締役会における決議事項および報告事項の明確化・充実化を図ることが重要。

2024年9月9日「令和5年度CCSモニタリング関連受託業務」に関する調査報告書受領以降取り組んでいる再発防止および組織風土改革について、社外調査報告書の内容も踏まえ、継続して以下の取り組みを実施。

項 目	対応・対策
コンプライアンス意識の醸成	24/9～ トップメッセージ発信 24/10 役員・管理職コンプラ研修（大学教授） 24/11～環境部門全社員との役員対話 25/2 コンプラ相談窓口PR（ポスター掲示等） 25/10 コンプライアンス意識徹底についてトップメッセージ発信 25/11 技術者倫理研修（予定）
社内チェック体制の強化 業務プロセスの改善	・ 国プロ（実費精算型の委託案件）の精算報告書作成方法を明確化 ・ チェックプロセスと体制の整備 ・ 上記の他、基幹システムの改修を実施中（2026年度完了予定）
取締役会（経営レベル） のガバナンス機能強化	・ 対策本部を設置しての役員議論（24/9～） ・ 取締役会での対策の議論
内部統制の抜本的強化	外部機関等の支援も受け、以下の対策などを実施中 ・ 事業部門、管理部門、内部監査部門によるチェック、サポート体制構築 ・ 業務フロー、マニュアル等の整備（2025年上期に社内にて整備し、下期に順次運用開始予定）
組織風土改革	・ よりよい組織風土の醸成に向けた、社長のインタビュー動画の配信 ・ 経営陣と全従業員との膝詰め対話を展開し、順次職場ディスカッションを実施

■ 関係省庁・団体への委託費の返還手続きについて

- 社外調査結果をふまえ、関係省庁・団体と協議し、精査を行ったうえで返還手続きを行う。

**当社は、真にコンプライアンスを徹底できる企業へと再生できるように、
引き続き、再発防止策の徹底と組織風土改革に全力で取り組むことで、
社会の皆さまからの信頼回復に引き続き全力を尽くしてまいります。**

